

スーパー・シニア選手規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第5条第2号及び第5号並びに第37条第1項第4号に基づき、スーパー・シニア競技選手に関し、必要な事項を定める。

(選手の年齢制限)

第2条 スーパー・シニアに出場する選手の年齢制限は、男女共にアマチュア選手で、男性は65歳以上、女性の年齢は問わない。(以下「スーパー・シニア選手」という。)

(選手の階級)

第3条 本総局に登録するスーパー・シニア選手の階級は、スタンダード及びラテンアメリカンに分けて、それぞれA級、B級、C級、D級、ノービス級とする。

2 前項の選手の昇級及び降級は、本総局のスーパー・シニア昇降級規程によるものとする。

(登録義務)

第4条 D級以上のスーパー・シニア選手は、支局又は本総局運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係(以下「無所属選手係」という。)を通じて、本総局に選手登録をしなければならない。

2 スーパー・シニア・ノービス級選手の登録は、任意とし選手登録をしないでノービス級競技会に出場できるものとする。

3 前項の競技会において決勝に入賞し昇降級規定によりD級の資格を得た選手のもののうち、D級競技会に出場を希望する選手は、当該競技会終了後2週間以内に選手登録をするものとし、これを超えたものは無効とする。

4 新規登録は、始めてスーパー・シニア競技会に出場する選手、又は一旦資格を失った選手が再び資格を得たときにするものとし、競技年度途中で登録するときは、出場する競技会期日の1ヶ月前までにこれをするものとする。

5 継続登録は、すでに登録している選手が、その登録年度から次年度に選手資格を継続する登録とし、毎競技年度終了後1ヶ月以内にこれをするものとする。

6 新規登録及び継続登録は、カップルで登録するものとし、パートナーシップを解消したときは、登録を抹消する。

7 前項の選手が新たにパートナーシップを組んで登録をするときは、新規登録とする。

8 スタンダード及びラテンアメリカンの両セクションに登録を希望する選手は、同一のパートナーでそれぞれに登録するものとする。

- 9 アマ選手又はシニア選手若しくはグランド・シニア選手として選手登録しているものがスーパー・シニア選手として新規登録するときの階級は、原則として次のとおりとする。
- (1) アマD級以上又はシニアD級以上の選手がスーパー・シニア選手として登録するときの階級は、それぞれの登録階級の1階級上で登録する。
 - (2) アマE級又はF級の選手がスーパー・シニア選手として登録するときの階級は、E級はD級に、F級はノービス級で登録する。
 - (3) アマ及びシニアに未登録のグランド・シニアD級以上の選手がスーパー・シニア選手として登録するときの階級は、グランド・シニア階級と同級とする。
- 10 スーパー・シニア選手の登録料は、次のとおりとする。
- (1) アマ選手又はシニア選手若しくはグランド・シニア選手として登録している選手の登録料は、1,000円(1セッション、1カップル)とする。
 - (2) スーパー・シニア選手のための登録料は、4,000円とする。
- 11 登録申請記載事項に変更が生じたときは、変更届けを提出するものとする。
- 12 本総局理事会が認めた団体に所属する選手が、本総局にアマ選手登録をしないでスーパー・シニア選手登録を希望するときは、原則としてその団体での階級の1階級下で登録することができる。
- 13 前項の登録は、その団体の階級を証明する書面を添えて、第4項に基づき登録しなければならない。

(選手権出場義務)

- 第5条 スーパー・シニアA級登録選手は、スーパー・シニア競技規程第2条第1項第1号の選手権に出場しなければならない。
- 2 前項において、やむを得ない理由のため、これに出場できない場合には、選手権欠場届を提出しなければならない。

(届出書等)

- 第6条 スーパー・シニアD級以上の選手で、パートナーシップを解消したときは、パートナーシップ解消届を提出しなければならない。
- 2 スーパー・シニアD級以上の登録選手で、病気又はけがで入院加療を要するため、競技会に出場出来ない場合には、診断書を添えて休場届を提出しなければならない。
- 3 前項の休場期間は、診断書の入院加療期間(1ヶ月単位)の2倍の期間とし、12ヶ月を限度とする。
- 4 スーパー・シニアD級以上の登録選手で、パートナーの妊娠のため、競技会に出場できない場合には、診断書を添えて産休届を提出しなければならない。
- 5 前項の産休期間は、出産日から12ヶ月後までの期間とする。

(出場申込)

- 第7条 競技会出場申込は、スーパー・シニア競技規程第9条により、出場料を添えて支局又は無所属選手係を通じて、主管又は主催支局に申込をしなければならない。

2 欠場又は出場取消をする選手は、欠場届又は出場取消届を主管又は主催支局に提出しなければならない。

(全日本級選手権選考基準)

第8条 全日本級のスーパー・シニア選手権に出場する選手の選考は、別に定める選考基準によるものとする。

(パートナー規定)

第9条 パートナーに関する規定は、次のとおりとする。

- (1) スーパー・シニア選手のパートナーは、アマチュアの女子に限る。
- (2) スーパー・シニアD級以上の現役選手のパートナーは、その選手登録中は、他の選手の臨時パートナーはできない。
- (3) 同姓同志でパートナーシップを組むことはできない。

2 パートナーシップを解消した場合において、新しくパートナーシップを組んだものは、第4条第4項の登録をしなければならない。

(選手規定)

第10条 スーパー・シニア選手として登録するものは、選手規定第13条のアマ選手規定の条件を守らなければならない。

(表彰)

第11条 登録選手で、1競技年度内の成績が優秀で次に該当する選手は、昇降級審議委員会の議決によりこれを表彰する。

- (1) 優秀賞 中部日本ダンス選手権及びこれに準ずる競技会において、優秀な成績をおさめたもの。

(懲戒)

第12条 懲戒は、選手規程第15条によるものとする。

(復帰願い)

第13条 復帰願いは、選手規程第16条第1項によるものとする。

2 前項において承認を得た選手は、第4条第4項により新規登録をしなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めることのほか、スーパー・シニア選手に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成25年11月14日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日からこれを施行する。